

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日時 令和6年4月17日(水) 14:00～15:00
- 2 場所 WEB会議(滋賀県庁北新館5-B会議室)
- 3 議題 国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 東野委員(委員長)、野呂委員、和田委員、藤本委員、
島委員、皆川委員、平山委員、金委員、奥村委員 (Web出席)
- 5 内容
(1) 国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について
・ 資料1～2、参考資料1について説明後、委員からの意見・質疑等は以下のとおり。

(委員)

補足意見についても事務局を通じて事前に事業者にお伝えさせていただいたので、今いただいたご回答でよいかと思う。

(委員)

今、ご見解をいただいたとおり、アセスの考え方の制約上どうしてもそうなるのは理解している。整備効果ということで何かしら努力していただけるということで十分かと思う。

(委員長)

今の意見に関連して、整備効果となると10年以上先の話であり、関係者もほとんど代わってしまう状況になると思われる。引き継ぎについては、しっかり実施していただくようお願いしたい。

- ・ 資料3、参考資料2～6について説明後、委員からの意見・質疑等は以下のとおり。

(委員)

答申案の個別的事項の騒音の部分の40行目で、「本事業の対象道路以外の影響で環境基準を既に超過している」と記載している部分だが、そこでは「環境保全措置が検討されていない」と言い切っているが、実際にされていなかったか。その表現が適切かどうか事務局で分かるようであれば、ご回答いただきたい。

(事務局)

これについては、過去の審査会の中で、参考資料4の10番で、庁内関係課である東近江環境事務所等からもご意見をいただいているとおり、一部で予測評価の基準を超える部分があるという意見があった。それに対して、対象事業による直接の影響でないことから、準備書に保全対策等の記載がないということで、ご回答をいただいていたかと思う。ここでは準備書に対しての記載がないという意図で、このような表現をさせていただいている状況である。

(委員)

実際には、防音壁を全く造らないとか、何もしないというわけではないのではないか。

(事務局)

そのとおりで、事業予定者の回答では、事業実施段階で何らかの対応させていただくのご意見をいただいているが、あくまで準備書に対して、この部分の記載がないということのご意見とさせていただいた。

(委員)

文章では、全く何もしないと読み取れる感じがする。現状で基準を超過しているけれども、対象道路以外の道路に対しては対策のしようがないということで記載がないということか。

また、この文章では全く何もしないというふうにも読める。

(事業予定者)

少し補足させていただく。準備書の中では、対象道路以外の道路からの騒音の超過については、具体的な検討内容、例えば遮音壁を設置するとかというところは書いてはいないが、文章の中で当該道路管理者および事業者が連携調整を図りながら、将来における交通量の状況を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じると記載している。準備書では具体的な措置というのは書いてないが、文章の中でしっかり将来、事業実施段階において実施すると記載しているところである。

(委員)

この文章では表現がきついというか、事業者が全く対策をしないというわけではないということなので、この表現をもう少し工夫ができないかと思う。

(事務局)

この部分の表現については、一度審査会後にもう少し柔らかい形でいい表現がないか検討させていただき、委員の皆様にご確認いただいて、修正をさせていただければと思う。

(委員)

例えば「検討が十分ではない」とか。「検討がなされていない」というと全くやりませんとも捉えられるかなと感じたので、少し検討してほしい。私の方は以上である。その他は特に問題ないかと思う。

(委員長)

それでは表現については、また改めて検討するというご意見をお願いします。続いて欠席されている委員からのご意見を事務局から紹介いただきたい。

(事務局)

本日都合によりご欠席となった市川委員、水原委員、林委員については、先日個別にご説明の方をさせていただき、ご意見の方をいただいているので、ここで紹介させていただきたいと思う。

市川委員からは特にご意見はございません。水原委員からは、3その他の(3)に記載している「地域住民に説明する旨の意見」について、1の「全般的事項」で記載しなくても良いかというご意見をいただきました。事務局としては、冒頭ご説明したとおり、地域住民に説明する旨、というご意見については、準備書に対する直接的な意見ではないということと、他のアセス、例えば国道161号の時の意見でも、「地域住民に対して説明すること」とのご意見は、全て「その他」のところで記載の統一をさせていただいてる、とご説明させていただいた状況である。

続いて林委員からのご意見だが、林委員からは二つご意見をいただいている。まず一つ目全般的事項(4)の部分で、「実施を検討すること」と記載があるが、事業者からは評価書での記載はなかなか厳しいという回答を既にいただいている。ここで再度記載することで事業者が実施していただけることになるのかということでのご意見をいただきました。この部分の内容については、方法書の知事意見にも同様のことを記載しており、先ほど小委員会の初めのやり取りでもあったとおり、何回か委員からもご指摘があったので、しっかりと審査会意見案として記載していくべき、という判断で記載をさせていただいている。とご回答をしている。

もう一つ、林委員からは景観に関する部分についてのご意見をいただいている。まず1段落目の内容については、意見を反映いただいていると思うので、特に追加の意見等はないとコメントをいただいている。2段落目の部分では、少し気になった部分があるということでご意見をいただきました。具体的には、「公聴会の公述人の方が、農村地域や田園風景等について思いをいろいろ述べていただいていたことについて、今の記載内容であれば、多分最後の「周辺景観等」というところに、そういった内容が含まれているかとは思いますが、公述人の方のご意見が分かりづらいと思われる。その点何か工夫して記載できないか」、というご意見をいただきました。これについては林委員ともご相談した上、事務局としてもご指摘のとおりであるという認識のもと、この周辺景観という記載の前に、例えば「農地や田園風景等の周辺景観と調和した」という形で文言を付け加える形での修正を行いたい、と考えているところである。この修正については、先ほどの野呂委員からのご指摘とあわせて、審査会後に修正し、再度委員の皆様にもご確認をいただきたいと考えている。

以上、欠席委員からのご意見等についてのご紹介となる。

(委員長)

それでは今日ご出席の委員からご意見があれば、よろしく願います。

(委員)

公聴会の意見で2人が意見を言っておられ、1番の方の意見は、今の林委員のご指摘いただいたところと、あと全般的事項の2のところでも反映されているかなと思うが、2人目の方の意見はどこで反映されているのか、ご説明していただけるか。

(事務局)

公述人の2人目のご意見としては、主にタイヤの磨耗粉塵による粉塵やマイクロプラスチック、PM2.5というものになっている。これらについては、3その他の(2)の部分で、環境影響評価の評価項目ではないが、必要に応じてそれ以外の項目についても適切な対策を講じることという形で、公述人の方の意見を含めさせていただくということと考えている。

(委員)

そうしたら環境影響評価の対象としていない事項の部分に、例えばその粉塵等について、少し一言加えることは難しいか。公述人の方が自分の意見が無視されていると感じないかなと思った。

(事務局)

この部分では、地下水等のことについても個別で記載しているので、そのような内容を付け加えての修正も可能であると思っている。一度検討させていただき、また確認をいただければと思う。

(委員)

願います。

(委員長)

その他、ございますか。

(委員)

個別事項とその他の記載について、事務局の考え方は理解したつもりだが、関係部局の意見で治水の問題であるとか田畑への影響、そして住民意見では大きな河川に近く、低地やくぼ地の場所で、これまでも浸水被害があったというような意見が出ている。今の審査会意見案では、その他の記載内容にそれらの意見が入るのか。個別事項にも「水象」という項目があるが、ここの記載は主に水質の内容となっており、水象、いわゆる洪水や浸水関係の意見が少し弱いと思った。この書き方というのは、どのように分けられて配慮されているのか、お聞かせ願えないか。

(事務局)

この個別的事項(2)については、審査会でご意見いただいた内容で準備書に実際に記載されている項目をベースに記載させていただいている。それ以外の土地の掘削による地下水や、気候変動についても、ここの個別項目というよりはその他で記載させていただき、直接的な部分と広くそれ以外という形で分けさせていただいている。

(委員)

今回、各部局や住民意見で水象関係の問題についても結構意見が出ている。個別的事項で、水質・水象とした方がいいのか、水質だけにしてしまった方がいいのかという考えもあるが、3その他の項目に記載する場合であれば、例えば、ここに、「土地の掘削等に伴う地下水への影響」と具体的に書かれているので、地下水だけに限らず「この土地改変に伴う地下水や治水への影響」等、と総括的に書くことも一つ案としてあるのかな、と思ったのでご検討いただければと思う。

(事務局)

ありがとうございます。その他の(2)のところに追記させていただくか、もしくは個別

事項の(2)の内容を修正できるかということも含めて、再度、今のご意見を参考に修正を検討させていただければと思う。

(委員)

願います。

(委員長)

その他、いかがか。

(委員)

先ほど景観のことについて、文言を一部変えるとおっしゃっておられたその文言をもう一度お聞かせいただいてもよろしいか。

(事務局)

まだ、確定ではないが、例えば「農地や田園風景などの周辺景観」というような表現で、何か良い言葉がないか事務局で検討することを考えている。

(委員)

先ほど公聴人がおっしゃっておられたことだと、その景観部分の修正だけでは解決しない問題があるように思った。また、その辺に関して、もう少し良い文言があるようでしたら、個別に事務局の方へご連絡したいと思う。公聴人の方は、自分たちの生活をもう少し守ってくれみたいな感じの意味合いがあったような気がする。景観だけが変わっていくというよりももう少し深いものがあるのかなというようなことを少し思った。それについてもっと良い言葉があるような気がした。個別にご相談させていただいてもよろしいか。

(事務局)

ここの項目は、あくまでも景観という項目なので、景観の内容以外は記載できないかなど思っている。それ以外にということであれば、新たに項目をつけるか、その他の部分という形での何かしらご意見に合うような項目づけをした上で、追記ができないかというご検討であればさせていただけると思うので、ぜひともまたご意見をいただければと思う。

(委員)

分かった。1回目の審査会と2回目の審査会を休ませていただき、今頃になって言っても良いのかと思った。また、事務局の方にご連絡したいと思う。

(委員長)

その他、特にご意見ございませんか。

(委員)

水質・水象の4行目で、「河床の土質等」というのは少し表現として、われわれの分野ではあまり使わない。「河床材料」という言い方をして、「河床の土質」はあまり使わないので、少しコメントさせていただく。

(事務局)

ありがとうございます。材料というのは字は、木材の「材」という漢字ですか。

(委員)

そうである。河床材料に、その土や粒径等が含まれてくるので、表現としてその方が良
いかなと思った。

(事務局)

ありがとうございます。修正をさせていただければと思う。

(委員長)

その他、専門用語等でご指摘があれば、お願いしたいと思う。

では、他にご意見がないということで、本日は何点か委員の皆さまから欠席委員も含め
てご意見を賜っている。まず、野呂委員から騒音関係のご指摘、これは書きぶりの話だと思
う。それから林委員を含めた周辺景観の話。今の専門用語のご指摘。水象の話。公聴会
でマイクロプラスチック関係の話に関するご意見を賜っているので、こういった意見を踏
まえて、審査会意見を取りまとめていきたいと思う。もちろん、委員の皆さまにもまたご
確認をいただくと思うが、詳細については私と事務局で調整させていただきたいと思いま
すので、ご了承いただけますでしょうか。

～～各委員からの了承～～

ありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しする。

(事務局)

委員長、委員の皆さま、熱心なご議論、ありがとうございました。それでは、審査会意見
については、本日のご意見を踏まえて、事務局で修正し、再度委員の皆さまにご確認をして
いただいた上で東野委員長と調整をさせていただき、とりまとめさせていただこうと思う。